

第 25 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 12 月 19 日 (金) 午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 4 階 第 1 委員会室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長	19 番 京野 貞夫		
会長職務代理者	18 番 木戸 賢治		
委 員			
1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎	
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔	
7 番 斎藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男	
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則	
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸	
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

8 番 山口 久人

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 56 号 会務報告について

報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 58 号 専決処分の承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 135 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 136 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 137 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 138 号 現況確認証明申請について

議案第 139 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩下正勝

次長兼農地係長 小林孝昭

農政係長 大竹秀樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主事 庄司智哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 高橋健治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主事 佐藤瑠香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技査 若菜広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は何かとお忙しいところ第25回農業委員会総会にご出席をいただきまして、大変ご苦労様でございます。今日の新聞等の報道でご存じかと思いますが、今年の集荷ということで、JA全農が30%の集荷に至らないということになりました。昨年よりも若干いいということですが、

30%を割っているということになります。その中でもやはり農家の方が自らが直売、農家の自家消費、それ外にやはり民間出荷ということで、この3つが大きな出荷計画であると思います。やはり、今年は、3万円ということで、高い概算金で買い取りしたわけですけども、業者もそれを知って、それを上回る価格を提示して集荷をしたわけです。ほんとうに厳しい出荷競争というかそれは間違いないと思います。これからは、新米の季節ですけども、まったく動いていないということです。専門の方に聞きますと、このまま行ってしまいますということで、年が明けますと新米の消費はされないということになって、来年早々、また3月等については3割ぐらいの価格が安くなっている、3,000円前後で推移するのかなと見ているというような状況でございます。この様な状況で令和8年産米の作付けが今日の前に来ております。作付け等については、石破総理は増産ということで踏み切ったわけですけども、総裁選によって高市ということになりました。鈴木農林水産大臣につきましては、需要に見合った生産ということになりますので、やはりこれからは作付けが制限されるということになります。当喜多方におきましても農業振興協議会ということで、開催するわけですけどもまだ基本方針が出ていない、まだ会議が開催されておりません。ですけども、今これから年明け早々に配分数量ということで、生産目安の目標が来ます。やはり、昨年と同様に生産者1人ごとに生産目標面積ということで、皆さんに通知をすることになります。それに沿って作付けをお願いしたいということになるのかと思います。まだ開催されていませんけども、そういった令和8年の作付けになるかと思います。なお、昨年度は作付面積の目安は66.2%がありました。そして、残り33.8%は主食用米以外ということで、米についても加工米とか備蓄米とか輸出米とかということがあります。その外に園芸で野菜作りということで、切り替えて今後もそれは継続をされるということになりますので、営農設計を行ない経営の安定に取り組んでいただきたいと思います。また、新聞を見ますと米どころの新潟と秋田のやはり産地においても生産調整ということで、いち早く需要に合った米作り生産をして行くということで、全国的に需要に見合った米の生

産になって行くのかなという流れであります。なお、この辺についても今後注視をして行きたいと思います。いろいろな意見がありますので、私もいろいろ考え方を聞いて参りたいと思います。いろいろ厳しい状況ではありますけども、一つ一つ注視をして行きたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開　　会)

○議長

欠席委員は、おりません。

遅参する者が8番山口久人委員でございます。

定足数に達しておりますので、これより第25回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 斎藤澄子委員、12番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第56号 会務報告について」、「報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第58号 専決処分の承認を求めるについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第56号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔27件を朗読、説明。〕

報告第58号 専決処分の承認を求めるについて

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第58号 専決処分の承認を求めるについて

No.1について、16番 渡部信夫委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部信夫委員

〔報告第58号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地転用をするための地域計画からの除外の申し出による現地調査を行ないました。去る11月26日午前9時ごろより、申請者の○○○さん、代理人の○○○行政書士、農業委員会からは慶徳孝幸推進委員、

小林次長、委員渡部にて現地確認並びに聞き取り調査を行ないました。付属資料の特に2ページをご覧ください。今回の申請については、申請者の○○○さんが、相続手続きを進めていたところ、申請地に建設されている農業倉庫の農地が転用されていなかったことが判明したため、この度顛末書を提出し、農地転用の事務を進めるところでございます。図面上の太線で囲われている所の上の126番1と、もともとは126の1筆だったわけですが、今回この農業用倉庫の部分について、転用の申請に進むために分筆されて126-1及び126-2ということの分筆を行なったということです。それから、図面の中で斜線が引いてある部分がありますが、これは申請地126-2の右側の方、方位は東側になるわけですけども、これはいわゆる法定外共有物である昔の水路の青道というように呼ばれているものの部分であって、これが底地にあると同時に倉庫の右下の部分が、法定外共有物を言葉が適切かどうかはわかりませんが、侵犯しているという状況にあります。この農業用倉庫については、平成9年に各種の事業を活用して葉たばこの乾燥施設として建設されたそうですが、この建設の際のこれらの農地の転用及び法定外共有物の処分については、今となってはどの様な経過でこれがなされなかったかについてはもう調査のしようがないということでございました。この申請地の北側の農地は○○○さんの農地であります、日照にも特に問題なく西側の農地、それから南側の農地の隣接農地の管理者からは、現状が変わらわけではございませんので、特に問題はないという回答をいたしております、地域計画からの除外についても集落の地域計画の代表者から問題ないという了解が得られているということでありました。以上のことから、転用を前提とした地域計画からの除外については、問題がないと判断いたしますが、ここからは事務手続き上の問題について若干申し上げておきたいと思います。今回の様に法定外共有物に対して、これがこの個人の所有ではないものについて、転用許可が先行出来るのかということがございまして、払い下げをするのが先なのか、この農地転用の事務を進めて良いものか迷うところではありました。事務局との相談の中で払い下げ申請が進んでいるということで、払い下げの承認がされるのだろうということ

が前提として進んでいるということをご承知おきいただきたいと思います。ただし、その法定外共有物については、その財産は個人の物ではないので、その利害関係が隣接者には今回はないので問題はないんですが、今後はこういった事例が利害関係者が関与するという様な状況もないとは限らず、この法定外共有物の払い下げが、本来はなされた後にこの様な申請を受理すべきではないのかと思うところがあるものですから、今回の専決処分云々の話ではなく、今後この様な案件が出た場合に手続き上どの様に進めるかについては、会長それから代理者、事務局の中であるいは委員会の中で、こういったことをどの様に進めるべきかをマニュアル化しておく必要があるんではないのかと思いますので、この辺は申し伝えておきたいと思います。以上報告を終わりります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第56号から報告第58号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。会務報告の中で東京に職務代理者が本県選出国会議員への要請に出かけられたということですが、その際に本県出身の国会議員はどなたが出席されて、どういった内容の要請を行なったか伺います。できれば、出席した議員さん方のご意見等、わかれればなお結構だと思います。あと続いて、12月の市議会において佐原議員、十二村議員さんの質問があったということで、会長が答弁をされております。両議員の質問の趣旨と会長から見てどういう問題意識でもって、質問されたかということがわかれれば、話していただきたいと思います。

○18番木戸賢治会長職務代理者

18番木戸です。11月26日、27日の2日間に渡って、東京の方に出張で行って参りました。2日目の午前中に本県選出の国会議員の方々に対して予

要望をいたしました。午前10時から10時40分までの40分間が自民党の先生方、後半が10時45分から11時25分に渡っては、野党の先生方という形で2部制で行っています。自民党の先生方は、坂本先生、根本先生、森雅子先生、星北斗先生でございます。内容については、坂本先生は、国会全般の流れの話でした。根本先生は米対策で、米対策においても消費者だけの根拠というか要望だけで今コマーシャルが流れているように危機感を感じているということが、大体話されておりました。森雅子先生は、クマ問題、原発問題、そういった問題について話されました。北斗先生は、環境委員会に今回なったということで、非常に農業関係にも関心を持たれているということで話がありました。ただ、先生方皆さん挨拶がお上手で10分以上話すので、40分の間がほとんどが挨拶で終わりまして、こちら側の要望は1件しか認められませんでした。要望を出されたのは浪江町の会長さんで、内容については、浜通りの方で太陽光発電が相当乱開発されているというようなことで、そういったことに対しての要望を出されました。後半の部の野党の先生方は、金子先生は農業のことを話をしていましたが、大規模だけではだめだ、中小規模の農家の方々にも予算が必用であるというようなことでございました。玄葉先生は、副議長になられましたので、国会全般の話の挨拶でした。小熊先生は、やはりクマと米の問題で農業経営をしっかり支えて行く必要があるということで、話されていました。斎藤裕喜先生は米価の問題、食糧安全の問題で話されております。岩淵先生は、今回農林水産委員会のメンバーとなったことで、クマ問題に大変重点があるということで話されています。野党の先生方に対する質問の時間はございませんでした。1日目の農業者年金セミナーの件とか、2日目の会長大会については12月5日の農業新聞に詳細が出ておりますので、ご覧になっていただければと思います。以上です。

○19番京野貞夫会長

それでは私の方からですけども、まずは佐原議員からの質問ということで、これについては産業部で答弁をしております。ですけども、佐原委員は時間が過ぎてしまったということで、一応待機ということで準備はして

いました。これについては、大阪府独自の地域計画の支援対策事業ということで、独自に取組みをしていますが、その内容等についてもまだはっきりしていないということで、もしこれらの事業が効果的であれば、やはり取組みの1つの参考としてはよいのではないかと、答弁はしていませんが準備はしておりました。そして、もしその事業で効果があれば参考にしたいということで、準備はしておりました。また、農地カルテということで、もっと詳細な地図をもっている。道路の幅がどのくらいかとか、1筆ごとに地図に落として、いかに貸借関係が効率に出来るかということで、貸し手の方の情報ということで、大阪府として準備しているということでした。大阪府以外については、地図情報ということで農業委員会サポートシステムの活用とタブレットの活用をしているわけですが、どちらがいいかはわかりませんが、全国で統一したシステムで間違いないと私は思います。もし、質問があればその様な答えをしたいと思ってはおりました。地域計画の支援対策事業はまだ未知でありますので、これについては参考として捉えておきたいと思います。また、十二村委員からの質問ですけども、皆さんご存じの様に新聞等で大きく掲載されました。農林業センサスが2025年度版が出ました。2020年からの5年間で農業従事者がどのくらい減っているのかということでございます。102万の従事者がいたわけですけども、やはり農業従事者の高齢化や資材高騰があって、減って来ているということで、大体25%減で福島県においては東京電力の風評被害などがあり、少し全国より高いんですが、27%代であります。そうしますと今後、年率で5%位農家が減っていくということで、そうすると2040年には30万しか農業従事者が残らないのではないかということで、喜多方市としても同様だと思いますが、この状況をどう捉えているかということで、十二村議員からは質問がありました。答えについては、本市においても離農ということで同様に農業従事者の高齢化、労働力不足、資材高騰ということで、生産コストの高騰など、離農を加速する要因ではあると捉えておりますということです。今後もこの傾向は続くものと思われます。本市は、特に中山間地が多いということで、生産効率が低く離農に繋がる要因の1つとも捉えて

おります。その結果、遊休農地の拡大や農地が持つ水源涵養、防災などの多面的機能にも大きく影響を与えることも懸念されます。農業委員会としては、新たな担い手の育成・確保、農地の集積・集約化による生産コストの軽減により、農家所得の確保を図ることが離農への抑制にも繋がるということで考えております。引き続き農地利用最適化活動を通じて、地域集落の話し合いの継続を促して、担い手の育成、農地の適正利用、遊休農地の解消に向け取り組んで参りますということで、答弁をいたしたところでございます。以上報告を終わります。

○事務局

今ほど、会長から十二村議員の答弁内容をご説明いたしましたが、十二村議員の質問は、今年度における地域計画ごとの離農者数及び離農予定者数ということでご質問されていますので、私の方からそちらの人数等をご説明させていただきたいと思います。まず、こちらにつきましては、農林業センサスの発表もございましたが、農林業センサスの統計につきましては、あくまでも個人考え方の統計に基づきますので、そちらの数字はなかなか使えないということもありますので、答弁に関しては独自の定義を用いて、数字、人数を答弁させていただいております。まず、離農者数につきましては、農地を売り渡し、または貸し付けにより農業経営面積が10a未満となった人数を離農者数として、お答えしております。地域計画ごとのということでございましたので、まず旧市内・岩月地区で1名、関柴地区で2名、豊川地区で1名、熱塩加納地区で1名、塩川・姥堂地区で4名、堂島地区で2名、高郷地区で1名で7地区、12名がありました。なお、その他の地区につきましては、離農者はなしでした。続きまして、離農予定者の考え方につきましては、農業委員会へ届出のあった、売買、貸借希望届出書がございます。その届出書に基づきまして農地を売り渡し又は貸付を希望して、その貸し付け等が希望通りに成立した後、10a未満となった人数をお答えしております。こちらは、松山地区で1名、関柴地区で1名、熱塩加納地区で3名、塩川・姥堂地区で1名、駒形地区で2名、高郷地区で2名であり、6地区で10名という数字でございます。ただ、この定

義に基づきまして、当日は答弁をさせていただいたところでございますが、個人の離農したか、していないかについてはいろいろな考え方ござります。本人が農業を辞めるといえば、離農という考え方もありますし、税の届出であったり、完全に農地、機械等を手放した方が離農という考え方もありますし、いろんな考えがございますので、まず今回の十二村議員の質問に関しては、今申し上げた定義に基づきまして答弁をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長

はい、横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

危機意識をもった質疑だったかなという感想を持ちました。どうもありがとうございました。

○議長

はい、そのほかにございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第56号から報告第58号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第56号から報告第58号までは了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第135号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました
所有権移転のNo.1については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並
びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕
4番二瓶です。農地法第3条所有権移転の案件No.1について、説明申し上
げます。去る12月13日午前10時30分から譲受人の○○○さんの立ち会いのも
と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。○○○さんの姉である譲渡人
の○○○さんは、欠席のため電話で確認をいたしました。今回の申請は、税
金対策のため分割して贈与するものであります。この地番54番は、一枚の田
んぼであります、その内の地番54-1については、先月の第24回の総会で申
請があつたものであります。今回は、残りの地番54-2から54-5までの4筆が
申請となつたものであります。内容としましては、先月の総会での申請と同
じものでありますので、前回と同様、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、
今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第135号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第135号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第136号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

次に、現地調査の報告ですが、本案件については、先月開催した第24回総会において、「報告第55号 専決処分の承認を求めるについて、No.2」で、現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第136号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第136号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号については、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

○議長

続きまして、「議案第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、3番 菊地善一郎委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、所有権移転のNo.2については、先月開催した第24回総会において、「報告第55号 専決処分の承認を求めることについて、No.1」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○菊地善一郎委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第5条所有権移転 案件No.1の現地調査について、報告いたします。去る12月10日水曜日の午前9時過ぎより、譲渡人の○○○さん、譲受人の株式会社○○○、双方の代理人の○○○行政書士立ち合いのもと芥川推進委員、私、事務局より小林次長の4人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。初めに事務局及び○○○行政書士より申請内容の説明を受けた後、当該地については地目は畠でございまして、第一種中高層住居専用地域でございます。現在は草が生えており、不耕作ということでございますが、今後整地して4棟の住宅を建てまして、戸建て販売ということを行なうということでございます。工事は、来年の3月ごろから予定されるということですが、隣接する土地とはまだ高低差がほとんどなく、土砂流出の恐れはないとのことですが、転圧を加えまして極力流出を抑えるとの

内容です。雨水は、西側及び南側に側溝を整備し、排水をする。汚水、雑排水は公共下水へ排水するため周辺には支障はなく、また周辺農地には影響を及ぼさないと思われます。以上報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第137号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。案件No.1につきまして、どなたか答弁できるかわからずに質問いたしますが、この図面の下の方、南側に市道13061常盤台2号線とあります。私の足らない知識で質問しますが、本来市道は通り抜けが可能で、途中で止まる場合は車が旋回できるような土地の幅員があれば、市道になるというような感覚でこれまで認識していましたが、この市道13061号線については、現在まだ区画を調整していませんので、人が住んでいなくて、角に集会所があるだけで居住の実態がないのに、なぜこれが市道として登録されるのかが、よくわからないということがあります。質問をしてよいかわかりませんが、住宅を建てるのは道に面していないと建設ができないということなので、これは市道があるので建設自体は問題はないと思いますが、何故これが市道に今なっているかがわからなくて、事務局答えられますか。

○事務局

この地区につきましては、大分昔の区画整理事業で、56年には既に区画整理事業が終わっているような地区がありました。その時の上司の方については、ここの区画整理事業に従事していたようなんですが、当時は職員で測量をしたりして、区画整理事業が進められていたようです。その時に二中の北側の松ヶ丘地区になるかと思いますが、その時に隣接している区画整理地内として、角に集会所として換地されたものではないかと思いま

すが、その換地の事業地内の整備道路であったのではないかという憶測で、その時に市道になったのではないかという個人的な憶測でしかないんですが、確かな認定時期というのはかなり遡る状況になるかと思いますので、はっきりした認定はその時の行政で認定して、現在に至っているものと推測されます。以上です。

若菜さんから当時の事の説明がありましたが、現状確認していることについて付け加えて申し上げます。渡部委員がおっしゃった通り、こちらが行き止まりになっているということがございまして、ここを行き止まりの市道については、舗装はされないということでありました。この集会所までは舗装がされているんですが、申請地に向かうところの道路については市道なんですけども、委員がおっしゃった通り行き止まりということで、舗装の要件には当てはまらないということなので、ここは暫くは舗装されないというような状況になっているということを確認しておりますので、付け加えてご説明申し上げます。なお、用途区域につきましては、この5ページの地図のちょうど申請地と書いてある左側に点線が上から見えると思いますが、ここを境に用途区域の色が染まっているということで、ちょうどここは末端の端っこになっているというような状況にはあります。以上です。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

そうしますと、集会所の北側でいうと今おっしゃったようないってんせんまでは現在も舗装されているのはそこまでですか。

○事務局

いってんせんの所は、ずっと舗装されています。私が舗装されていないと申し上げたのは、その1段南側で集会所のこのラインの東側に今回の申請地の三角の所に向かった所が、今後も行き止まりのため、現在も舗装はされていないんですが、ここは建物が建ってもここは舗装がされないという少しかわいそうかなという状況を確認しております。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

わかりました。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第137号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第138号 現況確認証明申請について」を議題いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小林博行委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。現況確認証明申請案件No.1について、ご報告申し上げます。去る11月11日火曜日の午後3時15分ころより、この申請のあった本件につきまして現地確認を行ないました。立ち会い人は、申請者の○○○さ

ん、推進委員の瀧口さん、私と副主査高橋くんの4名で実施いたしました。本申請地は〇〇〇地区の〇〇〇集落より東の山間地へ1kmほど進んだ山間の所で、〇〇〇ダムの南の方に位置しております。現況は藪地で原野化の状態でございました。自宅から遠距離地であり、30年ほど前から耕作管理が出来なくて、原野化が進んで現在に至ったということでございます。周りには水田はなく、畠地帯であることから周辺に迷惑はかかるないと判断いたしました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第138号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第138号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第138号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第139号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画11件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第139号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第139号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第139号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第25回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会) 14:50